

志摩市地域密着型サービスの指定等に関する方針

志 摩 市
平成19年 2月 8日

1 趣旨

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住みなれた地域で生活を継続できるよう支援する観点から創設されたサービスで、利用者は指定した市町村の被保険者に限られる。このことから、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、志摩市地域密着型サービスの指定等に関する方針を定める。

2 他市町村(他保険者)による志摩市内の地域密着型サービス事業所の指定

事業所所在地の保険者の同意があった場合に限り、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の指定を行うことができるとされているが、地域密着型サービスの趣旨から、他市町村(他保険者)による志摩市内の地域密着型サービス事業所の指定にかかる同意は、原則として行わないものとする。

3 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の指定

地域密着型サービスの趣旨から、平成18年3月31日以前から当市の被保険者が利用している事業所のみなし指定を除き、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の指定は、原則として行わないものとする。

4 他市町村から転入した者による市内地域密着型サービス事業所の利用

他市町村の被保険者が、市内の地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「居住系事業所」という。)を利用するために、住民票を市内に異動させることは、地域密着型サービスの趣旨に合致するとはいえず、当市の被保険者の適切な利用が阻害される可能性があり、望ましい利用形態ではない。

このことから、新規又は更新により居住系事業所を指定する際は、介護保険法第78条の2第7項及び介護保険法第115条の11第5項の規定に基づき、利用者の条件として「原則として、転入後3箇月を経過した者に限る」とする条件を付することとする。

また、平成18年3月31日までに指定を受けた居住系事業所については、原則として、住民票等により、被保険者が「他市町村から転入して3箇月以上経過している者」であるか確認した上でサービスを提供するよう努めるものとする。